

【設立総会】第2号議案

奈良県障害者大芸術祭実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この会は、奈良県障害者大芸術祭実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、奈良県障害者大芸術祭を円滑に実施するために、必要な事業を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 奈良県障害者大芸術祭の実施に必要な計画の策定及び準備に関する事。
- (2) 奈良県障害者大芸術祭の実施及び運営に関する事。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

第2章 組 織

（組織）

第4条 本会は、会長、副会長、委員、監事をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

（役員の選任）

第6条 会長は、奈良県知事をもって充てる。

- 2 委員は会長が委嘱する。
- 3 副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代理する。
- 3 委員は、事業実施に必要な事項を審議する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、本会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、その限りではない。

(役員の解任)

第9条 役員にその職としてふさわしくない行為があったときは、総会において委員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会に総会及び部会を置く。

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 奈良県障害者大芸術祭実施の基本方針に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する者があたる。
- 4 総会は、委員等の現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席委員等の数に加えることができる。
- 5 総会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、総会の委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 7 会長が緊急を要すると認めた場合に限り、持ち回りにより委員等の現在数の過半数の同意によって議決することができる。

(部会)

第12条 本会は、必要に応じて部会を置くことができる。部会は、会長が委嘱した部長及び奈良県障害者大芸術祭の協力団体の部員をもって構成する。

- 2 部会は、必要に応じて会長が招集し、部長がその議長となり、部員に意見を求める。
- 3 部会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 13 条 会長は、次の場合において専決処分することができる。

(1) 総会で審議すべき事項について、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 総会で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会で報告し、その承認を求めなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 14 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計監査)

第 15 条 監事は、出納を監督、検査する。

(会計)

第 16 条 本会の会計事務は、事務局が処理する。

2 事務局は、予算（案）を作成し、本会の承認を得なければならない。

3 事務局は、会計監査による承認を受け、当該会計の決算を本会に報告し、その承認を受けなければならない。

(経費)

第 17 条 本会の会計は、負担金、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 その他

(解散)

第 19 条 本会は、第 2 条の目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

(その他)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。